

東久留米の図書館を考える



発行者：東久留米の図書館を考える会

市立図書館の運営者が変わります ～指定管理者制度と図書館の役割～

市民にとって身近な市立図書館。その運営主体が4月1日から変わります。現行の指定管理者は2013年度から3期にわたって図書館運営を担ってきましたが、今期の契約期間が満了になるのにもなって行われた公募の結果、2026年度から2030年度までの5年間、中央図書館を含めた全館の管理運営が新しい民間企業に委託されることになりました。

新たな事業者は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社。会社のホームページによれば、児童クラブや学校給食の運営、公共施設の運営管理などさまざまな分野で自治体のサービス事業を展開しているとあります。現在、現行の事業者（TRC・野村不動産パートナーズグループ）との間で引き継ぎの作業が進められていますが、この変更によって、何が変わり・何が守られ・どのような課題が残ったのか、地域の「知」を支える公共施設である図書館の行方が注目されています。

指定管理者が変わるとき…

指定管理者制度は、行政が担う業務を可能な限り民間のノウハウに委ねて効率化を図るとするもので、東久留米市立図書館には「住民サービスの向上」「経費の節減」の号令のもとに2013年、多くの反対の声を押し切って東部・ひばりが丘・滝山の3地区館に導入されました。しかし、市が掲げる「目指すべき図書館像」は果たして実現できたのでしょうか。あの時から13年、今回の交代の節目は単なる事業者の入れ替わりということではなく、「図書館の役割」や「より良い図書館の姿」について改めて考え直す契機にすべきではないかと思います。

そんな想いを近ごろ話題のAIにつぶやいたところ、こんな短歌がもどってきました。

風の音 書架にひそむる 夕まぐれ
手渡す知恵は誰の手にありや

ひとひらの 紙片に宿る まなざしを
受け継ぐ人の 技こそ尊し

春待つと 窓辺に灯せる ひとつ火を
いづくの人か 守り継ぐらむ

(心に留めておきたいメッセージでした)

数値では測れない図書館の価値…

現行の指定管理者は2021年度から全館の運営を担ってきましたが、その収支報告などについての疑問が数多く寄せられていました。一方、行政側にも検証や監督義務を十分に果たしていないとの指摘があり、本来、制度は「市民のため」であったはずなのに制度の目的とは逆にガバナンスの低下が問題となっています。

私たちの町の図書館の未来を誰がどのように描くのか。市のホームページには今回の選定の評価基準が数値で示されています。また、新たに選定された事業者から提出された事業計画書には効率的な運営方針や成果の数値目標が年度単位で詳細に語られています。

こうした情報公開は、行政が説明責任を果たす上で欠かせない仕組みであり、成果目標には一定の役割があります。しかし、制度の性質上、評価は数値化が可能な効率性や採算性に偏りやすく、その結果、図書館の本質的な価値が過小評価され、公共性が損なわれるおそれがあるように思えてなりません。

専門司書の努力による一冊の重み、長年にわたって蓄積された蔵書、絵本を見つめる子どもたちのまなざし、新聞を静かに広げる高齢者、勉強する学生の後ろ姿、ふらりと立ち寄り本を手にする時間、郷土の文化を継承する資料…そんな景色に想いを馳せる視点が今こそ必要ではないでしょうか。

市立図書館の予算（債務負担行為）と事業者の収支計画…

図書館の指定管理者制度による運営業務は複数年契約になるため、その支出は債務負担行為（予算の上限）として議会で議決されなければならないと定められています。

2026年度から2030年度まで5年間の予算、1,621,268,000円が議会で承認されました。これまでの5年間は1,251,670,000円でしたので、約3億7千万円の増加です。

その算出は妥当なものなのかどうか？ 議会では、複数の事業者から聞き取り調査を行って決定したとの答弁にとどまり、具体的な算出根拠については一切説明されることがありませんでした。不透明な説明に疑問が残ります。

予算決定後に行われた公募では2社から応募があり、予算より約3億4千万円低い1,276,836千円の計画を示した事業者が4期目の指定管理者として選定されました。

図書館のこれから…

図書館の指定管理者が交代する今、私たち市民が望むことは、図書館の公共性を確実に守り、透明性を運営の柱として未来に向けてつなげていく誠実な姿勢です。明確な答えはありませんが、それを問い続けることこそが、図書館の未来を確かなものに築き上げるように思います。指定管理者の交代はその問いの始まりでもあるように思います。

監査請求を提出しました…

このたび、私たちは図書館の運営がより良い形で続いてほしいという思いから、市に対して監査請求を提出しました。監査請求は、地方自治法に基づく制度で、地方公共団体の財務会計行為について住民が監査を求めることができる仕組みです。

今回は図書館の運営費の使われ方が適切かどうかの監査を求めたもので、これからの状況を見守りながら、図書館の未来を一緒に考えていきたいと思っています。

ホームページを開設しました…

キーワードを「東久留米の図書館を考える会」と入力して検索してください。

後記 人気者のパンダが中国に返還されたあと、久しぶりに上野動物園に出かけてきました。

▼お目当てはハシビロコウ。パンダの可愛さとは対照的に、じっと動かない鳥として知られており、一見気難しそうでいてユーモラスな雰囲気をもちあわせている独特な風貌が“キモカワ”との評判で、私たちの会のマスコットキャラクターでもあります。▼気候変動や生息地の破壊によって絶滅危惧種に指定されているこの素敵な仲間、いつでもいつまでも会えるように願っています。

▼開設したホームページでも会えますので、どうぞ気軽にのぞいてみてください。

連絡先：東久留米の図書館を考える会
ogataryou730@gmail.com(小形)

